

# マレーシア会計基準「2006年問題」の背景

## The Background of “Year 2006 Issues” on Malaysian Accounting Standards

平 賀 正 剛

Masataka HIRAGA

### 和文要旨：

本稿の目的は、マレーシアが国際会計基準および国際財務報告基準の全面採用に踏み切った背景を考察する。契機となったのは2006年2月の会計基準の全面改定であり、本稿ではそれを「2006年問題」と呼ぶ。平賀 [2013] および平賀 [2020] では、IFRS 全面採用は2001年以降のマレーシア政府の政策に見られたルック・イースト政策の「退潮」と結論付けていたが、本稿での考察から、それが同政策の「放棄」であり、それはすなわちマレーシア政府が追及してきたアジア型（日本型）成長モデルとの「決別」であることが明らかとなった。

### 英文要旨：

This paper examines the background of the decision making by Malaysian accounting standards setter to fully adopt International Financial Reporting Standards (IFRSs). Its full adoption can be traced to the major revision of accounting standards in February 2006, which is called “Year 2006 Issues” in this paper. Hiraga [2013] and Hiraga [2020] concluded that the full adoption was one of the results of the gradual *decline* of Look East Policy since 2001. However, this paper reveals that it was not *decline* but *abandonment* of the policy, which means the Malaysian government’s decision to bid farewell to Asian or Japan’s growth model that they had sought after for long years.

和文キーワード：マレーシア、発展途上国、会計基準、経済成長理論、世界銀行

英文キーワード：Malaysia, Emerging Economy, Accounting Standards, Economic Growth Theory, World Bank

### 目 次

1. はじめに——問題の所在——
2. マレーシア会計基準「2006年問題」
3. 「知識基盤型経済に適合した会計基準」とは何か？
4. KBEMP と世銀『世界開発報告 1998/99』—共通のベース
5. むすびにかえて

## 1. はじめに——問題の所在——

2018年1月1日、マレーシア財務報告基準 (Malaysian Financial Reporting Standard: MFRS) が発効した。同基準は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) を一切の修正やカーブ・アウトなしに採用した基準であり、同日以降に始まる会計年度からすべての公開企業に適用されている。換言すれば、マレーシアは、2018年1月1日をもって、IFRSを完全採用し、公開企業への強制適用を開始した。マレーシアは1970年代より、国際会計基準をベースとしながらも、自国の環境を考慮した会計基準設定を行ってきた歴史を持つ<sup>1</sup>。その意味では、このIFRS完全採用・強制適用は、同国における会計基準設定の「歴史の終わり」を意味する。

筆者は、過去約20年にわたり、同国の会計基準を研究対象としてきた。その関心の中心は発展途上国たる同国の環境と会計制度との関りである。同国の会計基準設定主体であるマレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board: MASB) は、1998年の発足と同時に基準設定のための概念フレームワーク作成に着手し、その討議資料 (Discussion Paper No.1: DP1) を公表した。DP1は発展途上国としてのマレーシアの経済環境に適合した基準設定の必要性に再三言及している点で、他に類を見ない内容の概念フレームワークである。筆者が特にマレーシアに注目するようになった理由も、この概念フレームワークの公表にあったと言ってもよい。IFRS完全採用は会計基準のローカル性の完全な放棄である。その意味で、これは筆者自身のマレーシア会計研究の終焉の時を告げる出来事なのかもしれない。

筆者がマレーシア会計研究を通じて行いたかったのは、発展途上国 (あるいは新興経済圏) ほどIFRSが積極的に採用されてきたという現象の解明である。90年代、筆者が学生時代に学んだ国際会計論の通説は、会計制度は各国独自の環境に影響を受け生成・発達し、ゆえにそこには国際的な多様性が観察されるというもの

であった。この通説に基づき展開されていたのが、発展途上国へのIFRS導入懐疑論である。IFRSは先進国の環境を想定して設定された基準であり、途上国には受け入れ難いというのがその主旨である<sup>2</sup>。ところが、現実には多くの発展途上国がIFRSを国内基準として採用している。この矛盾が生じている状況を論理的に説明することが筆者のテーマであった。

筆者はその説明理論を新制度派社会学に求めた。具体的には、Meyer and Rowan [1977] を源流とし、DiMaggio and Powell [1983] によって提唱された制度的同型化理論である。アジア通貨危機以降の東南アジアでは、IFRS採用を促す3種類の制度的圧力 (強制的圧力、規範的圧力、模倣的圧力) が席卷していた。中でもIFRSを範とした会計基準の整備を途上国に求める世界銀行 (World Bank) や国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) の融資要件は「強制的圧力」として作用する。

その圧力の中にあって、マレーシアは制度的同型化からの逸脱事例であった。80年代以降、時の首相・マハティールが採ってきたルック・イースト政策、あるいは通貨危機発生時のIMF支援の拒否・外資規制等の政策は、IFRS採用の制度的圧力を押し返す強固な主体性として作用し、これがマレーシアの会計基準を独自の方向に向かわせた。ところが、2001年以降、従来の政策の転換が図られ、いわゆるアングロ・サクソン型経済社会を志向する諸政策が採用されたこと (それはすなわち、ルック・イースト政策の退潮を意味する) により、IFRS採用を促す制度的圧力への抵抗力が弱まったことで、2006年以降、MASBもIFRS採用に舵を切った。以上は平賀 [2013] で論じたおよそのストーリーである。短言すれば、筆者は同稿においてマレーシアの会計基準設定とその背景の変遷を辿ること、東南アジア諸国における通貨危機以降のIFRS採用を制度的同型化として説明したこと

2 発展途上国へのIFRS導入懐疑論を展開した主な先行研究については平賀 [2003] (pp.232-233) を参照されたい。また同拙稿の公表当時までは国際統一基準としてのIFRSに批判的な論陣を張る研究者も散見された。その後のIFRSの普及とともにIFRS導入懐疑論は姿を消していった。

1 マレーシアの会計基準の変遷については、平賀 [2006]、平賀 [2013]、平賀 [2020] 等を参照されたい。

になる。

平賀 [2013] は、それまでの筆者のマレーシア会計研究、および2010年に機会を得たマレーシアでの1年間の在外研究の集大成のつもりであったが、宿題も残った。DP1であれだけ強調していた現地環境の配慮への“こだわり”を捨て、なぜMASBは突如IFRSの全面的受け入れへと舵を切ったのか。

MASBによるIFRS採用への方針転換が政府の政策転換の延長線上にあったことは間違いない。しかしながら、なゼルク・イースト政策は退潮していったのか。平賀 [2020] は、この点について、マハティール首相（当時）が自身の長期計画の中で最初から織り込み済みであったことを、鳥居 [2006] を引用しながら指摘した（平賀 [2020] p.250）。とはいえ、この政策転換はあまりにも急である。1997および98年の通貨危機当時、マハティールが展開した欧米批判の激しさに鑑みれば、その転換はまさに手のひらを返さんばかりのものと言える。この国家政策とそれに伴う会計基準設定方針の急転換を、マハティールの「当初からの予定」だけで説明するのはいささか乱暴に思える。

本稿はこの残された「宿題」に取り組むものである。2006年におけるMASBの突如の方針転換を本稿ではマレーシア会計基準の「2006年問題」と称し、その背景を探りたい。

## 2. マレーシア会計基準「2006年問題」

はじめに「2006年問題」を少しく詳しく振り返っておきたい。MASBは1998年の発足直後、DP1<sup>3</sup>を公表した。そこに記載されている諸概念は、1989年にIASBの前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）が公表した『財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク（*Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*）』を文言もほぼそのままに踏襲しものである。

DP1最大の特徴は、基準設定にあたって発

3 正式な名称は Discussion Paper No.1 *A Proposed Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements* である。

展途上国としての経済環境を斟酌する必要性に再三言及している点である。中でも、パラグラフ53および54の記述は、通貨危機の原因を欧米の機関投資家の投機的行動に求めたマハティールの主張と軌を一にする内容を含んでいる<sup>4</sup>。またDP1のパラグラフ69は、特定の産業界に固有の会計慣行を尊重することの必要性にも触れている<sup>5</sup>。これらはいずれも（IFRSを含めた）先進国の会計基準を鵜呑みにはしないと意思表示である。

MASBは2003年までに1組の会計基準（MASB Standards）を設定した（図表1）。これらの内容は基本的にIAS/IFRSをベースとしたものではあったが、MASB基準と当時のIAS/IFRSの間には少なからぬ相違が認められた<sup>6</sup>。またMASB基準のうちいくつかには、DP1に定義された諸概念を、その設定に際して用いた旨が明記されており（平賀 [2006] p.113）、DP1が、討議資料の位置付けではあったものの、すでに基準設定のためのフレームワークとして用いられていたことがうかがえる。つまり、発展途上国としての環境を考慮した基準設定が2003年までは行われていたことになる。

MASBのこの方針に変化が見られたのは2005年である。同年1月にMASB基準は財務報告基準（Financial Reporting Standards）に名称変更されるとともに、IAS/IFRSと合わせる形でナンバリングが一新された。さらにMASB基準の中で扱われていなかったIAS/IFRSが新たな基準として採用されるなど、IAS/IFRSへの接近が図られた（図表2）。

翌2006年2月には、すでに廃止されていたIAS4号「減価償却の会計」およびIAS9号「研

4 この点の詳細については平賀 [2007b] (pp.38-42) を参照されたい。また、DP1の内容の詳細については平賀 [2004] でも検討している。

5 特定産業に固有の会計慣行が原因となり「基礎的な会計理論を侵害するものが露見した時は常に、そこから生じる会計手続に過度に批判的になる前に、当該関連事業の種類の固有の特徴によって、それが説明されるかどうか、判断することが適切である」（MASB [1998] par.69）と述べられている。

6 両基準の相違については平賀 [2007a] において詳細に分析している。

図表1：2004年1月段階におけるMASB基準

番号	基準名	番号	基準名
MASB1	会計方針の開示	MASB18	生命保険事業
MASB2	棚卸資産	MASB19	後発事象
MASB3	期間純利益、重大な誤謬および会計方針の変更	MASB20	引当金、偶発債務および偶発資産
MASB4	研究開発費	MASB21	企業結合
MASB5	キャッシュ・フロー計算書	MASB22	セグメント別報告
MASB6	外国為替レート変動の影響	MASB23	資産の減損
MASB7	工事契約	MASB24	金融資産：開示と表示
MASB8	関連当事者についての開示	MASB25	所得税
MASB9	収益	MASB26	中間財務報告
MASB10	リース	MASB27	借入費用
MASB11	連結財務諸表および子会社に対する投資	MASB28	廃止事業
MASB12	関連会社に対する投資	MASB29	従業員給付
MASB13	1株あたり利益	MASB30	退職給付制度の会計および開示
MASB14	減価償却の会計	MASB31	政府補助金の会計処理および政府援助の開示
MASB15	有形固定資産	MASB32	不動産開発活動
MASB16	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	MASBi-1	イスラム金融機関の財務諸表の表示
MASB17	損害保険事業		

【出典】平賀[2006] (p.109) より引用。

究開発費」に該当するFRS104号およびFRS109号が撤回され、新たな1組のFRS（図表3）が公表されるとともに、旧MASB基準が会社法に定める非公開会社を対象とする非公開企業報告基準（Private Entity Reporting Standards: PERS）として復活した。さらに8月には、概念フレームワークに関しても新たな動きが見られた。それまでDP1に対して寄せられたコメントをもとに、公開草案53号『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク（*Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*）』（ED53）が公表された。

ED53の公表は、DP1公表以来動きのなかった概念フレームワーク策定に関する作業の再開のように見える。しかしながら、ED53の内容は、MASBの設定する会計基準の根拠法（1997年財務会計法）に触れる以外はIASBの1989年版の概念フレームワークと同一である。DP1に見られた、発展途上国としての環境および特定産業に固有の会計慣行の考慮に関する記述も含め、従来の独自記述部分はすべて削除されている。この点で、ED53の公表は、マレーシアの地域性の考慮というMASBの従来の基準設定方針の撤回を意味する。同時にそれは、IAS/IFRSを全面的に受け入れる方針への転換だっ

たとも言える<sup>7</sup>。

2008年には、既存基準をすべてIFRSにフル・コンバージェンスする計画をMASBが公表した。その後紆余曲折はあったものの、その計画は本稿の冒頭に述べた2018年1月1日におけるIFRS完全採用・国内強制適用として結実していく<sup>8</sup>。

以上、MASBによる基準設定の歴史を概観すると、やはり2006年におけるMASBの動き、とりわけDP1に示した基準設定方針の事実上の撤回がターニング・ポイントになっている。この急進的かつ従来とは真逆の方向への転換を「2006年問題」と称し、以下その背景を考察する。

### 3. 「知識基盤型経済に適合した会計基準」とは何か？

2006年の方針転換の理由として、平賀[2013]および平賀[2020]は、2001年以降のマレーシア政府の政策転換を指摘した（平賀[2013] p.44；平賀[2020] p.248）。21世紀の初年度となる2001

7 マレーシアにおける2006年までの基準設定の経緯について、詳細は平賀[2006]を参照されたい。

8 2008年以降の動向は平賀[2020] (pp.248-250)を参照されたい。

図表 2：2005年1月段階におけるFRS

基準番号	基準名	基準番号	基準名
FRS1	財務報告基準の初度適用	FRS124 (MASB8)	関連当事者についての開示
FRS2	株式報酬	FRS125 (IAS25)	投資の会計処理
FRS3	企業結合	FRS126 (MASB30)	退職給付制度の会計および開示
FRS4	保険契約	FRS127 (MASB11)	連結財務諸表および子会社に対する投資
FRS5	売却目的で保有している非流動資産および 廃止事業	FRS128 (MASB12)	関連会社に対する投資
FRS101 (MASB1)	財務諸表の表示	FRS129 (IAS29)	超インフレ経済下における財務報告
FRS102 (MASB2)	棚卸資産	FRS130 (MASB16)	銀行および類似する金融機関の財務諸 表における開示
FRS104 (MASB14)	減価償却の会計	FRS131 (MASB16)	ジョイント・ベンチャーに対する持分 の財務報告
FRS107 (MASB5)	キャッシュ・フロー計算書	FRS132	金融資産：開示と表示
FRS108 (MASB3)	期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更	FRS133 (MASB13)	1株あたり利益
FRS109 (MASB4)	研究開発費	FRS134 (MASB26)	中間財務諸表
FRS110 (MASB19)	後発事象	FRS135 (MASB28)	廃止事業
FRS111 (MASB7)	工事契約	FRS136 (MASB23)	資産の減損
FRS112 (MASB25)	所得税	FRS137 (MASB20)	引当金、偶発債務および偶発資産
FRS114 (MASB22)	セグメント別報告	FRS138	無形資産
FRS116 (MASB15)	有形固定資産	FRS139	金融資産：認識と測定
FRS117 (MASB10)	リース	FRS140	投資不動産
FRS117 (MASB9)	収益	FRS141	農業
FRS119 (MASB29)	従業員給付	FRS201 (MASB32)	不動産開発活動
FRS120 (MASB31)	政府補助金の会計処理および政府援助の開示	FRS202 (MASB17)	損害保険事業
FRS121 (MASB6)	外国為替レート変動の影響の会計処理	FRS203 (MASB18)	生命保険事業
FRS122 (MASB21)	企業結合	FRS204 (MAS5)	水産業の会計
FRS123 (MASB27)	借入費用	FRSi-1 (MASBi-1)	イスラム金融機関の財務諸表の表示

【出典】平賀[2006] (p.110) より引用

年、マレーシア政府は新たな経済・産業計画を矢継ぎ早に公表した。中でも会計基準改訂に直接言及した計画が『知識基盤型経済基本計画 (K-based Economy Master Plan: KBEMP)』である。

KBEMPにおいて示された会計基準改革提案に触れる前に、同計画自体の内容について簡単に述べておきたい。KBEMPはマレーシア国際問題戦略研究所 (Institute of Strategic & International

Studies: ISIS)<sup>9</sup>によって2002年に公表された。KBEMPの冒頭ではマハティールが序文を寄せ

9 ISISはその公式ウェブサイトによれば、1983年に設立された「自治的研究組織」(<https://www.isis.org.my/background/>)とされているが、メディアに報じられるところでは、政府系のシンクタンクのようなものである。

図表3：2006年2月改訂時点でのFRS

番号	基準名	番号	基準名
FRS1	財務報告基準の初度適用	FRS124	関連当事者の開示
FRS2	株式報酬	FRS126 <sub>2004</sub>	退職給付制度の会計および報告
FRS3	企業結合	FRS127	連結および個別財務諸表
FRS5	売却目的で保有している非流動資産 および廃止事業	FRS128	関連会社に対する投資
FRS6	鉱物資源の探査および評価	FRS129 <sub>2004</sub>	超インフレ経済下における財務報告
FRS101	財務諸表の表示	FRS131	ジョイント・ベンチャーの持分
FRS102	棚卸資産	FRS132	金融資産：開示および表示
FRS107 <sub>2004</sub>	キャッシュ・フロー計算書	FRS133	1株あたり利益
FRS108	会計方針、会計上の見積りの変更および 誤謬	FRS134 <sub>2004</sub>	中間財務報告
FRS110	後発事象	FRS136	資産の減損
FRS111 <sub>2004</sub>	工事契約	FRS137 <sub>2004</sub>	引当金、偶発債務および偶発資産
FRS112 <sub>2004</sub>	法人税	FRS138	無形資産
FRS114 <sub>2004</sub>	セグメント別報告	FRS139	金融資産：認識および測定
FRS116	有形固定資産	FRS140	投資不動産
FRS117	リース	FRS1-I <sub>2004</sub>	イスラム金融機関の財務諸表の表示
FRS118 <sub>2004</sub>	収益	FRS201 <sub>2004</sub>	不動産開発活動
FRS119 <sub>2004</sub>	従業員給付	FRS202 <sub>2004</sub>	損害保険事業
FRS120 <sub>2004</sub>	政府補助金の会計処理および政府援助の 開示	FRS203 <sub>2004</sub>	生命保険事業
FRS121	外国為替レート変動の影響	FRS204 <sub>2004</sub>	水産業の会計
FRS123 <sub>2004</sub>	借入費用		

【出典】平賀[2006] (p.115) より引用。

ているが、その中で知識基盤型経済への移行は、2000年に、時の財務大臣によるスピーチ *Budget 2000*<sup>10</sup> の中で言及された構想であること、さらに同計画が、マレーシア財務省の運営委員会の指揮の下、ISISによって作成されたことが述べられている。以上の記述に照らせば、KBEMPは当時のマレーシア政府の意向で策定された経済政策の一環である。

KBEMPでは、「知識基盤型経済 (K-based Economy)」とは「知識、創造性およびイノベーションが、成長を生み出し、維持するのに一層重要な役割を果たす経済」(ISIS [2001] p.iii)

10 スピーチの該当部分については、<http://www.finmart.com.my/Free%20Adv/Gen%20Info%20Msia/Mdata/mybud00/bud2000-2.htm> を参照。

と定義されている。また知識基盤型経済の水準は、人的資源、研究開発、情報システム基盤、インフラストラクチャー、経済の5部門における諸要素の充実度合いによって決定され、中でもっとも重要な要素として人的資源が位置付けられている (ISIS [2001] p.v)。さらにKBEMPは、全要素生産性 (Total Factor Productivity: TFP) を知識基盤型経済の成長要因の指標としてあげている。TFPとは経済学のテキストによれば、資本や労働力といった量的な生産要素以外の生産要素、すなわち技術の変化・進化と解釈される<sup>11</sup>。

知識基盤型経済の実現・推進のため、同計画では以下の7項目の戦略的要点 (Strategic Thrusts) が設定され (図表4)、その第3章以

11 筆者はジョーンズ [1999] (pp.48-49) を参照した。

図表 4：KBEMP による 7 項目の戦略的要点

<p>戦略的要点 1：必要な人的資源の育成と確保。</p> <p>戦略的要点 2：知識基盤型経済への移行を支持し、推進し、加速させるのに必要な機関を設立する。</p> <p>戦略的要点 3：経済の全部門に対する知識の最適かつ一層の適用を促し、知識実用型・知識実践型・知識集約型産業の発展に必要なインセンティブ、インフラストラクチャー、情報基盤システムを確立する。</p> <p>戦略的要点 4：すべての部門における科学技術（情報およびコミュニケーション技術）の獲得と応用のための能力を劇的に向上させる。</p> <p>戦略的要点 5：知識基盤型経済における民間部門の先導的役割を確実なものとする。</p> <p>戦略的要点 6：公的部門を知識基盤型行政サービスへと発展させる。</p> <p>戦略的要点 7：知識および情報の格差を是正する。</p>
--

【出典】ISIS[2001] (par.2.09) より引用。

下の各章で各要点に関する具体的な勧告が示されている。

このうち、戦略的要点 5 に関する 2 番目の勧告として、会計基準改革が示されている。提言の内容は以下の通りである。

「勧告 2：民間部門の会計基準の再検討と改訂

知識、無形資産の測定には問題が多い。マクロレベルでの伝統的方法は国民経済計算体系の利用である。国民経済計算体系では投入と産出を測定し、付加価値を算定する。研究開発費は投資の一部ではなく、考慮されない。伝統的な企業会計でも従業員に具現化された知識の価値は考慮しない。新技術の価値もまた無視される。

企業のための現行の会計基準は製造基盤型経済のニーズに資するものである。そのような基準は知識および無形資本の重要性を認識していない。会計基準は、知識と無形資産の重要性を認識し、無形資本を測定する方法を工夫し、それを会計計算に組み込まなければならない。会計基準は知識基盤型経済のニーズに合わせて改訂されなければならない。本勧告の実施にあたっては、MACPA マレーシア公認会計士協会など、関連する職業団体の協力が求められるべきである。」(ISIS [2001] pars.7.23-7.24)

知識基盤型経済基本計画が公表された 21 世紀初頭、経済の変容を背景に、無形資産を会計上どのように扱うかについて議論の高まりが見られていた。アメリカの基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards

Board: FASB) も、2001 年に特別報告書として『ビジネス・財務報告、ニュー・エコノミーからの課題 (*Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy*)』を公表した。同報告書はニュー・エコノミーについては定義していないが<sup>12</sup>、当時盛んに論じられていた、情報技術を中心とした技術革新がもたらす新たな経済と捉えておけば差し支えないであろう。同報告書では、そうした経済の変容に対応する上で生じる会計上の論点として、①新たな財務報告の枠組み、②新たなバリュー・ドライバーのための指標 (非財務メトリクスによる開示)、③無形資産の認識・測定の 3 点を挙げている (Upton [2001] p.3)。このうち無形資産の認識・測定については、その第 4 章において、報告書のおよそ半分のページ数を割いて検討されている。そこでは、無形資産概念の拡大につながるような記述も見られはするものの<sup>13</sup>、総じてその内

12 同報告書ではニュー・エコノミーの多義性に触れながら、「レベルは問題解決に役立たない。(中略) 重要なのはビジネス・財務報告をどのように改善するかだ」(Upton [2001] p.9) と述べ、ニュー・エコノミーの定義とは別に、時代の変化にビジネス・財務報告がどのように対応すべきかに議論の焦点が当てられている。

13 1999 年に公表された FASB の公開草案『企業結合と無形資産』に挙げられた、企業取得時にのれんと分離して認識される無形資産を例に取り、それらを資産の定義に照らして企業結合時にのみ認識、内部創設の場合には認識しないという考えに合理

容は、各種の無形資産の認識・測定に関する問題点を、資産概念の観点および実務的観点から整理した、という所にとどまっている<sup>14</sup>。つまり、無形資産が今後の会計上重要な論点になってくるであろうことは予想できるものの、その背景たる経済の変容に無形資産会計をどのように対応させていくか、具体的な議論には踏み込めていなかったというのが当時の状況であったと言える。

以上に鑑みれば、KBEMPにおいても、あるいはマレーシアの基準設定主体や職業会計士団体においても、無形資産会計についてさほど具体的な、あるいは革新的な構想はなかったであろう。ただ、当時のマレーシアの会計基準の整備状況は、1組のMASB基準が完成する前の段階であり、さらにMASB基準(図表1)を見てもIAS38号『無形資産』に該当する基準は含まれておらず、その点では不十分であったと言える。一方で、KBEMPに示された会計基準改訂の期限は2006年である(ISIS [2002] p.183)。杳として知れない新たな領域である無形資産の会計基準開発に腰を据えて取り組むのに十分な時間があったとは言い難い。IAS38号やその後公表されたIFRS3号『企業結合』を含め、IFRSを完全採用することは、KBEMPに示された会計基準改革を達成するのに最も簡便な方法であったろう。

ただし、KBEMPが依拠する所は、ニュー・エコノミーというような漠としたものではないように思われる。KBEMPのベースは何であろうか。

#### 4. KBEMPと世銀『世界開発報告1998/99』 —共通のベース

KBEMP公表の前年(2001年)、マレーシア政府は2010年までの経済・社会運営に関する

性は認められない(Upton [2001] pp.68-70)ことが指摘されている。

14 同報告書については石川 [2002] も「そのタイトルのわりには、特に目新しいものがあるわけではなく、ニュー・エコノミー時代の問題と思われるものへのさまざまな取り組みを概観するとどまっている」(石川 [2002] p.4) と評している。

基本方針である第3次長期総合計画 (*Third Outline Perspective Plan: OPP3*) を公表した<sup>15</sup>。OPP3のスローガンは「回復力と競争力ある国家の建設」(EPU [2001] par.1.01)であり、そのための基本方針は冒頭において、以下の通り明確である。

「マレーシアは国内外で課題に直面している。市場の一層の自由化とともに、情報時代の到来と統合の進んだグローバル経済により競争のルールが地球規模で変化した。グローバルな観点で言えば、いまや一国の競争優位性は労働、土地、天然資源などの要素ではなく、知識の生産、取得、利用、普及の能力に左右される。知識の利用可能性によって、低コストの発展途上国での高付加価値生産を早期に実現する可能性が高まり、新規参入者として既存の生産者との競争が可能となる。」(EPU [2001] par.1.04)

「国内の観点から言えば、TFPの寄与が一層早いペースで進んでいかなければならず、資本効率性も高めていく必要がある。なぜかと言えば、経済成長への労働の寄与は将来低下するであろうし、90年代の高い投資率も持続可能ではなく、非効率のだからである。持続可能な経済成長のための長期戦略としてマレーシアが投入主導型の(input-driven)経済成長から生産性主導の(productivity-driven)成長へシフトし、経済成長の源泉が内生的に(endogenously)もたらされるようになることが急務である。より重点が置かれるのは、マレーシアの人的資本、生産性および知識の吸収と活用を確立することである。」(EPU [2001] par.1.06)

さらに後段には以下の文章が続く。

「知識基盤型経済では、知識の取得、活用、普及が成長の基礎をもたらす。知識基盤型経済の発展とともに、知識集約型産業が創出され、加えて知識の活用を通じ全生産活動の付加価値が高まる。」(EPU [2001] par.1.64)

「知識基盤型経済を発達させるため、その進行

15 OPP3を策定・公表したのは当時首相直轄の部局であった経済計画局(Economic Planning Unit: EPU)である。

を促進する基本計画（master plan）が導入される予定である。重点分野の中でも人的資源、科学技術および研究開発、インフラストラクチャーと金融が取り上げられる予定である。」（EPU [2001] par.1.66）

以上の引用だけでも、知識基盤型経済への移行が OPP3 の一丁目一番地であることがうかがえる。さらに、パラグラフ 1.66 の記述から、KBEMP が OPP3 に掲げる経済社会実現のための実行計画であることは明白であろう。

ここで注目したいのは、上記パラグラフ 1.06 に述べられる「投入主導型経済からの生産性主導型経済への転換」である。この論調はある有名な論考を連想させる。それは Krugman [1994] である。Krugman [1994] は、その華々しいキャリアで著名な米国のエコノミスト、ポール・クルーグマン（Paul Krugman）による *Foreign Affairs* 誌への寄稿である。そこでは「奇跡」と謳われたアジア経済の急成長は、単に物的資本や労働力などの投入（input）量の増大による投入主導型成長（input-driven growth）であったこと（Krugman [1994] p.67, 78）、これまで先進国に見られた成長は TFP の持続的増加、すなわち、技術の進歩を推進力として達成されたものであること（Krugman [1994] p.68）、ゆえにアジアの成長は遠からぬ将来に先細る運命にあること（Krugman [1994] p.78）を指摘している。

さらに重要だと思われるのは、同稿の結論部分において「日本はもちろん、さまざまなアジアの新興工業国のきわめて多様な制度や政策を、実際に1つの共通のシステムと呼ぶことはできない」（Krugman [1994] p.78）と述べ、アジア成長モデルの存在自体を否定している点である。

ここで OPP3 に戻れば、その論旨や用語法はこの Krugman [1994] に似寄るものであり、その意味で同計画はアジア型成長モデルからの脱却を図る計画とも受け取れる。ただ OPP3 で言われる生産主導性の経済成長とは、Krugman [1994] において指摘されるそれとは若干異なると思われる。Krugman [1994] の言う生産性主導の経済成長とは、クルーグマンの師でもあるロバート・ソロー（Robert Solow）の展

開する成長理論を想定して語られている<sup>16</sup>。一方、パラグラフ 1.06 で「内生的に（endogenously）」という単語が用いられていること、さらに人的資本の育成に主眼が置かれている点に鑑みると、KBEMP は内生的成長理論（endogenous growth theory）に立脚した計画であると推察される。

内生的成長理論は、80年代後半からポール・ローマー（Paul Romer）あるいはロバート・ルーカス（Robert E. Lucas Jr.）らによって論じられた成長理論である（絵所 [1997] p.180）。ソローに代表される成長理論では、技術進歩や革新を外生的な要因として捉えていたのに対し、内生的成長理論では、これを学習によって内生するものと捉える点に特徴がある（ジョーンズ [1999] p.97）。

重要なのは、この内生的成長理論が「経済発展を促進する手段として、人的資本の向上を強く主張」（速水他 [2003] p.35）する理論であり、国際開発の分野で「人的資本が重要であるという主張に対する強力な理論的サポートとなった」（速水他 [2003] p.51）こと、加えて「世銀もこの人間開発という概念を採用し、現在ではその援助目的の中で重要な位置を占めている」（速水他 [2003] p.52）ということである。

事実、世界銀行が毎年公表する『世界開発報告（World Development Report）』の1998/99年版では、早くもその序文において、その様子が明確に伝わる次のような記述が見られる。

「今年は、経済・社会福祉を発展させる上での知識の役割を主題に取り上げている。はじめに、経済が、単なる物的資本と人間の技術の蓄積を通して構築されるのではなく、情報、学習、適応を基盤として構築されることを明らかにしている。」（World Bank [1999] p.iii）

同報告は、途上国における「知識ギャップの縮小」と「情報不全問題」の解消を課題に挙げ、前半の第1部では知識の獲得・吸収・普及について、開放的経済体制、教育や教育支援制度、

16 Krugman [1994] でソローの名に言及している点（Krugman [1994] p.68）はそのことを示唆していると言えよう。

および情報通信技術の重要性が指摘される。後半の第2部では情報不全問題解決のための課題として金融情報制度の確立、環境に関する知識の普及、貧困層の情報弱者の支援、および救済の必要性が論じられる。最終章では知識ギャップと情報不全解消のための政府の果たすべき役割が論じられる。全体を通じたアウトラインがOPP3およびKBEMPに通底するのは、以上から明らかであろう。

ところで世界銀行が内生的成長理論をその理論的支柱として採用することで、その具体的な開発戦略はどのように変化したのであろうか。この点について絵所 [1997] に興味深い指摘が見られる。

「先進国が産み出した技術あるいは知識（アイデア）の外部経済効果は、一国にとどまるものではなく国際的にも拡散しうが、途上国がその利益をわがものにするためには、外国企業の誘致政策や輸出志向戦略の採用が不可欠であるということになる。こうした政策提言は、皮肉にも新古典派のそれと全く同じである。」（絵所 [1997] p.186）

つまり、世界銀行が途上国に求める計画や政策は、原則として従来と変わらないことになる。

『世界開発報告 1998/99』において、本稿のテーマとの関連で注目されるのは、金融に関する情報不全問題の原因の一つに会計基準と監査制度の不備が指摘され（World Bank [1999] pp.89-91）、その整備が提言されている（World Bank [1999] p.150）点である。そこには範とすべき具体的な会計基準等は示されていない。しかしながら、絵所 [1997] の上記指摘が示唆するように、具体的提言に変更がないとすれば、IFRSが模範的会計基準として引き続き推奨されることとなろう。

OPP3およびKBEMPの公表は、マレーシアが単にその経済計画において新たな方向を打ち出したということにとどまらない。それは、世界銀行と同じ開発理論・開発戦略を踏襲することを意味している。しかしながら、世銀の政策の基礎理論に変更があったとしても、具体的政策のレベルでは従来から変化がないとすれば、世銀の存在は引き続きIFRS採用を促す制度的

圧力（強制的圧力）の源であり続ける。したがって、マレーシアが世銀と同じ政策を採用したことは、会計基準に関してもその制度的圧力を受け入れたことを意味する。つまり、マレーシア会計基準の2006年問題は、ルック・イースト政策という独自の信念の退潮の結果ではなく、むしろIFRS採用に関する強制的圧力の積極的受け入れの結果として説明できる。

## 5. むすびにかえて

Krugman [1994] がアジア・モデルによる成長を一般的な経済成長理論の範疇で説明可能なものと断じ、アジア成長モデルそのものの存在を否定したことを併せ考えれば、OPP3やKBEMPの公表は、「ルック・イースト政策の退潮」というより、むしろ従来マハティールが追求してきたアジア型成長モデルとの「決別」と言うべきであろう。したがって、IFRS採用に関する制度的圧力を阻んでいた信念も「弱まった」のではなく、「霧消した」と言って良い。これならMASBの方針のコペルニクスの転回にも合点がいく。

しかしながら、それでもまだ謎は残る。マハティールに決別を決断させたものは何か。それを確かめるためには、本人に話を聞くしかないのかもしれないが、通貨危機に関わった人物や機関の言動を時系列でみていくと（図表5）、臆気ながらその理由が見えてくる。

マハティールは、1997年7月の通貨危機勃発直後から、危機の原因が欧米の投資家の為替投機にあるとし、早い段階から著名な米国投資家・ジョージ・ソロスを名指しし、批判を繰り返してきた。これに対し、米国のウィリアム・ジョセフ・バーンズ国務省報道官（当時）はマハティール発言を否定、逆にソロスを「勇気のある人物」「世界で多くの善行をしている」と擁護している（日本経済新聞1997年7月27日付朝刊5面）。

さらに石黒 [1997] が伝える所によれば、同年12月頃から *Wall Street Journal* や *Business Week* 等の主要経済紙誌が、アジア通貨危機の勃発と、その被害国（韓国など）がIMF支援を受け入れ、構造改革を進める事実をもって「日本型成長モデルの敗北」と断じる論評を相次ぎ

図表5：マレーシアのアジア通貨危機対応をめぐる主要な出来事

日時	出来事
97年7月以降	通貨危機の原因として欧米投資家の投機的行動をマハティールが批判し始める。
12月	米の主要ビジネス紙誌が日本型成長モデルを相次ぎ批判。
98年8月6日	国家経済行動評議会行政会議が固定相場制導入を決定。
8月末	クルーグマンによる“Saving Asia: It's Time to Get Radical”が <i>Fortune</i> 誌上（9月7日号）で発表。通貨危機を乗り越えるため一時的な為替管理の必要性を指摘する。
9月1日	為替の固定相場制へ移行とともに資本取引規制を開始。
同日	クルーグマンがネット上でマハティール宛ての公開私信を発表。通貨管理に関するアドバイスを送る。
9月22日	与謝野通産相がマレーシアでマハティールと会談。対マレーシアの円借款再開を約束。為替管理にも「やむを得ない緊急避難措置」と理解を示す。
9月23日	アンワル・ビン・イブラヒム前副首相が汚職と宗教的不敬を理由に同日逮捕される。
9月29日	与謝野通産相がシンガポールで講演。IMFの対策に批判をにじませる発言。
9月29日	世界銀行が「東アジア回復への道」を公表。
10月3日	ワシントンで日本、韓国、ASEAN5カ国の蔵相・中央銀行総裁会議開催。宮沢蔵相がアジア6カ国に対し2年間で300億ドルの支援を正式表明。
10月4日	ワシントンでIMF暫定委員会が開催。席上日本政府はアジア通貨危機へのIMFの対応を批判するとともにIMF改革を提唱。

【出典】参考文献に示した新聞各紙をもとに筆者が作成。

公表した（石黒 [1997] p.11）。マハティールのルック・イースト政策は、いわば「日本型成長モデル」の踏襲である。アジア通貨危機の原因をめぐる議論は、この段階から米国型経済モデルと日本型経済モデルの存亡を賭けた論争という様相を呈していたのである。

1998年に入ると9月1日付で、マレーシアは通貨・リングの相場を米ドルと連動させ、固定相場制に移行するとともに、外国人投資家の株式売買を規制するなど、資本規制に踏み切った。その一週間ほど前に、クルーグマンが *Fortune* 誌に、アジア通貨危機からの回復策として一時的な為替管理の必要性を認める論稿を寄せている。マハティールの決断の背景には、クルーグマンのモラル・サポートがあった（佐和[1998]）とも一部には言われる。事実、クルーグマンは同日付のマハティール宛ての書簡をネット上に公開し、「*Fortune* 誌への寄稿で、通貨管理がアジアの解決策の1つであることを示唆したがゆえに、貴殿の政策転換には自分も責任の一端があることを否定しえない」と述べた上で、実施上の4項目のアドバイスを送ったのである<sup>17</sup>。

一方、日本は9月後半に入り、マレーシア、

あるいはアジア諸国への大型金融支援を表明した。マハティールに対しても、その通貨管理・資本規制に理解を示した（日本経済新聞1998年9月23日付朝刊4面）。他方でIMFに対しては、国際会議の場でその通貨危機への対応をめぐる批判を展開した。それは「短期資本取引の監視強化や規制」または「ヘッジファンドや銀行など債権者の行動のチェック」などの要求にも及んだ（日本経済新聞1998年10月5日付朝刊3面）。これは投資側の行動を通貨危機の原因とするマハティールの主張に連なるものと解される。また一部には、IMF暫定委員会の席上、「各国の歴史や文化、発展段階を反映して、多様なものがありうることを認識すべきだ」（毎日新聞1998年10月5日付朝刊6面）として、通貨危機に対するIMFの支援策に注文を付けたという報道もある。これは、アジア型、ひいては日本型成長モデルの尊重をIMFに求める発言と受け止められる。

一連の動向は、一見すると日本・マレーシア組対ワシントンという構図に見えるが、はたしてその見方は正しいだろうか。マハティールは、クルーグマンと日本政府の双方から、自身が行う為替管理について“お墨付き”を貰っている<sup>18</sup>。

17 公開私信は現在でも閲覧可能である（<https://web.mit.edu/krugman/www/mahathir.html>）。

18 日経金融新聞（1998年9月30日付朝刊1面）によるアジア7カ国のエコノミストを対象とした調査

だが両者は為替管理を認める点では同じであるものの、経済成長に関する考えは対照的である。前述のように、クルーグマンは Krugman [1994] でアジア成長モデルの存在自体を否定した。さらに経済成長に必須の要素として TFP の重要性を指摘する点は、世界銀行の開発戦略に通底する<sup>19</sup>。また *Fortune* 誌に投稿した論文も、本山 [2000] の分析によれば、IMF の基本方針を批判するまでには至っていないという (本山 [2000] p.105)。

穿った見方をすれば、マハティールは両者を天秤にかけたとも取れる。経済モデルの是非をめぐる論争の結果次第で、従来のルック・イースト路線を継続することもできれば、クルーグマンになびくと見せて、世銀・IMF・米国 (=ワシントン) 路線に乗り替えることもできる。マハティールは、両者からの支持・支援を取り付けることにより、同時にそのような切り替え可能な立ち位置も手に入れたのではないか。

その後、両者の論争はワシントン側に軍配が上ったようである。1998年の9月27日、世

---

は、回答者のほぼ全員がマレーシアの為替・資本規制に対し「短期の規制は必要」と好意的な見解を示したことを伝えている。マハティールは単にクルーグマンや日本政府だけでなく、国際世論も味方につけることに成功していたことになる。

- 19 ちなみに Krugman [1994] を掲載した *Foreign Affairs* 誌を発行するのは、米国外交に大きな影響力を持つと言われる外交問題評議会 (Council on Foreign Relations: CFR) である。その日本語版の公式ウェブサイトは、同誌を「時代の節目ごとにその後の世界を予見する重要な論文を発表し続け、良質な国際的思想、政策を議論し、啓蒙する世界的なフォーラムの役目を果たしている (傍点は筆者による)」 (<https://www.foreignaffairsj.co.jp/about/fa.php>) と紹介する。事実 Krugman [1994] についても、アジアの成長がいずれ止まることを示唆した事実をもって、アジア通貨危機を「クルーグマンの予言的中」(奥野 [1998]) と評する向きもある。しかし、それらはそもそも予言・予見なのか。同誌掲載の論文が、現実の国際政治のシナリオとなっただけではないのか。これ以上は「陰謀論」のそしりを受ける可能性があるので、この辺りでとどめておきたい。

界銀行は『東アジア—回復への道 (*East Asia: The Road to Recovery*)』を公表した。この報告書はアジア通貨危機の原因分析と回復のために取り組むべき課題の提示をその内容とする。全体を通じての趣旨は、その邦訳版の「監訳者あとがき」に端的に要約されている。

「本書では (中略)、ガバナンスのあり方という新たな視点から、銀行中心の金融部門、企業と銀行との間の強い結びつき、産業政策による金融や企業経営への強力な政府の介入 (すなわち日本型経済の特徴: 筆者注)、の3つの側面それぞれにつき検討がなされ、高度成長の東アジア経済が内包した醸成してきた問題点が指摘されている。そして、経済の脆弱性を克服し、また経済全体としての効率を向上させるための構造調整の中心課題として、金融部門の規制・監督と企業のガバナンスのいずれにおいても「国際最良慣行 (international best practice)」の採用を提唱する (傍点は筆者による)。(柳原監訳 [2000] p.238)

傍点部からも明らかなように、報告書の要点は、アジア・ローカル・モデルの否定にある。

また、通貨危機からの回復期においても、当初日本が目指した指導的役割は果たせていない。1999年、危機からの復興を目指すアジア諸国に対し、日本政府は支援策の一層の強化に乗り出したものの、「支援はありがたいが、まず景気を回復して日本の輸入を増やすことを望みたい (マレーシア政府関係者)」(日本経済新聞 [1999] 5月18日付5面) など、まるで“他人の面倒を見ている場合なのか”と言わんばかりの冷ややかな言葉を浴びせられている様子を当時の新聞が伝えている。

かつての経済力を失っては、世銀に言われるまでもなく、日本型成長モデルの神話は崩壊してしまっただけということであろう。このあたりに、マハティールがルック・イースト政策を捨てた、つまり日本を見限った理由があるのではないだろうか。通貨危機の終息から OPP3 の公表までおよそ3年ある。事態の推移を見守り、判断を下すには十分な時間と言って良いだろう。

これは状況証拠からの推測ではあるが、国内に民族問題を抱えた小国・マレーシアを長年に

渡って舵取りしてきた老獪な宰相なら、この程度のことは考えていたとしても不思議ではない。

### 【参考文献】

- DiMaggio, P. J., & W. W. Powell [1983], "The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields," *American Sociological Review* Vol.48, pp.147-160.
- Economic Planning Unit (EPU) [2001], *The Third Outline Perspective Plan*. Putrajaya, EPU.
- 絵所秀紀 [1997]『開発の政治経済学』日本評論社.
- 速水佑次郎監修・秋山孝允・秋山スザンヌ・湊直信共著 [2003]『開発戦略と世界銀行 50年の歩みと展望』知泉書館.
- 平賀正剛 [2003]「発展途上国における国際会計基準導入の意義」『*NUCB Journal of Economics and Information Science* (名古屋商科大学)』Vol.47 No.2, pp.231-259.
- [2006]「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (1)」『経営学研究 (愛知学院大学)』第 16 巻第 1 号, pp.103-119.
- [2007a]「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (2)」『経営学研究 (愛知学院大学)』第 16 巻第 3・4 合併号, pp.251-270.
- [2007b]「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (3)」『経営管理研究所紀要 (愛知学院大学)』第 14 号, pp.35-49
- [2013]「制度的同型化としての会計基準の国際的統一—東南アジア, 特にマレーシアを事例として—」『国際会計研究学会年報』第 31 号, pp.33-50.
- [2020]「第 14 章 マレーシア」中野貴之編著『IFRS 適用の知見 主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析』同文館出版, pp.243-259.
- Institute of Strategic & International Studies (ISIS) [2002], *K-based Economy Master Plan*, Kuala Lumpur, ISIS.
- 石黒千賀子 [1997]「税国型経済が日本型成長モデルに勝利 米マスコミが喧伝, 官民一体システムはもう通用しない」『*NIKKEI BUSINESS*』1997 年 12 月 22 日・29 日号, p.11.
- 石川雅之 [2002]「ニューエコノミー時代の会計の変革」『愛知淑徳大学論叢—コミュニケーション学部篇—』第 2 号, pp.1-15.
- チャールズ I. ジョーンズ (香西泰監訳)『経済成長理論入門』日本経済新聞社.
- Krugman, Paul [1994], "The Myth of Asia's Miracle," *Foreign Affairs*, Vol.73, No.6, pp.62-78. (ポール・クルーグマン [1995]「まぼろしのアジア経済」『中央公論』第 110 巻第 1 号, pp.371-386.)
- [1998], "Saving Asia: It's Time to get Radical," *Fortune*, Vol.138, No.5, pp.74-80.
- Malaysian Accounting Standards Board (MASB) [1998], Discussion Paper No.1 *A Proposed Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, Kuala Lumpur, MASB.
- Meyer, J. W. and B. Rowan [1977], "Institutionalized organizations: Formal structure as myth and ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol.83, No.2, pp.340-363.
- 本山美彦 [2000]『売られるアジア 国際金融複合体の戦略』新書館.
- 日本労働研究機構 [2002]「知識集約型経済へのマスタープランを発表」<https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2002/12/malaysiaP01.html>
- 奥野博幸 [1998]「東アジアの通貨・経済危機と日本経済—東アジアの経済復興と日本の役割—」『アジア市場経済学会年報』pp.23-34.
- 佐和隆光 [1998]「一刀両断 マレーシアの改革実験 成功でも一般化できず」日本経済新聞 1998 年 9 月 28 日付朝刊 p.42.
- Upton, Wayne S. Jr. [2001], *Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy* (Financial Accounting Series, Special report), Financial Accounting Standards Board.
- World Bank [1998], *East Asia: The Road to Recovery*, Washington DC, World Bank. (柳原透監訳 [2000]『東アジア再生への道』東洋経済新報社.)
- World Bank [1999], *World Development Report Knowledge for Development*, New York, Oxford University Press. (海外経済協力基金開発問題研究会訳 [1999]『世界開発報告 1998/99』東洋経済新報社)
- 朝日新聞 1998 年 9 月 24 日付朝刊「IMF をチクリと謝野通産相 返す刀で米国も」p.8.
- 毎日新聞 1998 年 10 月 5 日付朝刊「日本政府 IMF

- を強く批判 暫定委で「アジア危機で混乱招く」  
p.8.
- 日本経済新聞 1997年7月27日付朝刊「通貨危機  
巡り応酬」 p.5.
- 日本経済新聞 1997年9月5日付朝刊「マレーシ  
ア首相「国情無視」に怒り カラ売り規制は撤回」  
p.9.
- 日本経済新聞 1997年11月10日付朝刊「マハティ  
ール・マレーシア首相 当期か相手に二枚腰」 p.8.
- 日本経済新聞 1998年9月2日付朝刊「株式の投  
機売買禁止 マレーシア、通貨海外取引も制限  
指数 13.3%安に 先安観強まる」 p.5.
- 日本経済新聞 1998年9月23日付朝刊「政府 アジ  
ア融資に貿易保険 民間資金を活用 マレーシア  
にまず700億」 p.1.
- 日本経済新聞 1998年9月23日付朝刊「対マレー  
シア金融支援計画 政府、経済外交の姿勢転換」  
p.4.
- 日本経済新聞 1998年9月23日付朝刊「対マレー  
シア円借款を再開 通産相が意向」 p.4.
- 日本経済新聞 1998年10月3日付朝刊「世界デフ  
レに「協調」迫及 今日から G7 相次ぐ国際会議  
「再生」迫られる日本 IMF 体制見直しも討議へ」  
p.5.
- 日本経済新聞 1998年10月4日付朝刊「日本、ア  
ジア再生に重責 300億ドル支援正式表明 主導的  
役割担う 民間含め負担増の可能性」 p.3.
- 日本経済新聞 1998年10月5日付朝刊「アジア危  
機対応 日本、IMFを批判」 p.3.
- 日本経済新聞 1999年5月18日付朝刊「日本、支  
援策を強化 アジア再生の主導権担う 発言力確  
保へ「まず輸入増を」各国冷ややか」 p.5.
- 日経金融新聞 1998年9月30日付朝刊「「短期は  
規制必要」で一致 アジア7ヵ国・地域の専門  
家 資本取引規制で緊急サーベイ 先進国の主導  
期待 為替取引税など提案も」 p.1.